

石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被災した造船業者等が造船業等復興支援事業費補助金交付規程（2013年7月29日公益財団法人日本財団施行。以下「日本財団規程」という。）の適用を受けて集約等による経営基盤の強化を目的として行う造船所の施設等の整備事業に要する経費について、当該造船業者等に対し、予算の範囲内において石巻市造船業等集約化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱は、公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）との事務処理を円滑に進めるため、日本財団規程と整合を図り運用するものとする。

(補助対象事業者等)

第2条 補助金の交付対象となる事業実施主体、補助対象事業、補助対象施設等及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 日本財団規程第4条第1項の規定により日本財団に提出した造船業等復興支援事業費補助金交付申請書及び補助事業概要説明書の写し
- (2) 日本財団規程第5条第1項の規定により送付を受けた造船業等復興支援事業費補助金交付決定通知書の写し
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第7条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更、補助対象事業に要する経費の配分の変更又は補助事業を中止若しくは廃止する場合においては、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。

（軽微な変更）

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象事業における事業費又は補助金額の30パーセントを超える経費の増減以外の変更とする。

（申請の取下げ）

第7条 第4条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項の規定による申請の取下げをするときは、当該決定通知を受けた日から10日以内に石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付申請取下げ書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第8条 相続、法人の合併又は分割等により補助事業者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が補助事業を継続して実施しようとするときは、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付決定事業者承継承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 日本財団規程第14条の規定により日本財団に提出した造船業等復興支援事業費補助金承継承認申請の写し
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付決定事業者承継承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等と関係があると判明したとき。
- (3) 日本財団規程第18条の規定による交付決定の取消しがあつたとき。

2 市長は、前項に規定する交付決定を取り消し、又は変更する場合は、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者

通知するものとする。

- 3 第1項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに石巻市造船業等集約化支援事業費補助金状況報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了し、日本財団規程第15条第1項に規定する補助金額の確定通知があったときは、当該確定通知のあった日から起算して30日以内に石巻市造船業等集約化支援事業費補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 日本財団規程第13条の規定により日本財団に提出した造船業等復興支援事業費補助金実績報告書の写し
- (2) 完成写真その他補助事業の完成を証するために日本財団に提出した書類又はその写し
- (3) 日本財団規程第15条第1項の規定による補助金額の確定通知の写し
- (4) 取得財産等管理台帳(様式第10号)
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助事業者から前条第1項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の額を確定し、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の請求手続)

第13条 補助事業者が補助金を請求しようとするときは、石巻市造船業等集約化支援事業費補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、第12条の規定による補助金の額の確定通知後に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、日本財団規程第21条の規定により作成する取得財産管理台帳により管理しなければならない。

3 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、規則第21条第2号の規定による市長が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助対象事業において作成した書類及び帳簿を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管することとし、市長から補助金の交付の事務処理上請求があったときは、速やかに必要な書類を提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業実施主体	補助対象事業	補助対象施設等	補助率
日本財団規程別記1に掲げる事業実施主体の要件及び組織関係者要件を満たすもの	日本財団規程別記1に掲げる事業の要件を満たすもの	日本財団規程別記1に掲げる補助対象施設等の要件を満たすものであり、経費の区分は日本財団規程別記2に掲げる補助対象経費のとおりとする。	補助対象事業費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から日本財団規程に基づく補助金を差し引いた額の8分の5以内